

1 大 気

環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法により定められた基準のこと。

表－1 大気汚染に係る環境基準と評価方法(二酸化いおう等6物質)

物 質	環境基準	評価方法(長期※)
二酸化いおう (SO ₂)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下、かつ1時間値が 0.1ppm 以下	・ 1 年分の「1 時間値の 1 日平均値」から、測定値の高い順に 2%分(概ね7日分)を除き、残った測定値の最高値を環境基準と比較する。 ・ ただし、2日以上連続して1日平均値が環境基準を超えた場合は不適合とする。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下、かつ、1時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	同上
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下	同上
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内かそれ以下	・ 年間の「1時間値の1日平均値」から値の低い順に 98%目に当たるデータを環境基準と比較する。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下	・ 連続又は随時行った測定結果の 1 時間値により、測定を行った日について環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下	・ 測定結果の 1 年平均値を環境基準と比較する。 ・ 1年平均値が非達成で、非黄砂期間中の測定結果の平均値が環境基準を達成している場合、「黄砂の影響で非達成」と注釈を付す。

備考:上記 6 物質の環境基準による大気汚染の評価には、短期的評価と長期的評価がある。

二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価、二酸化窒素、微小粒子状物質については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価を行うこととなっている。

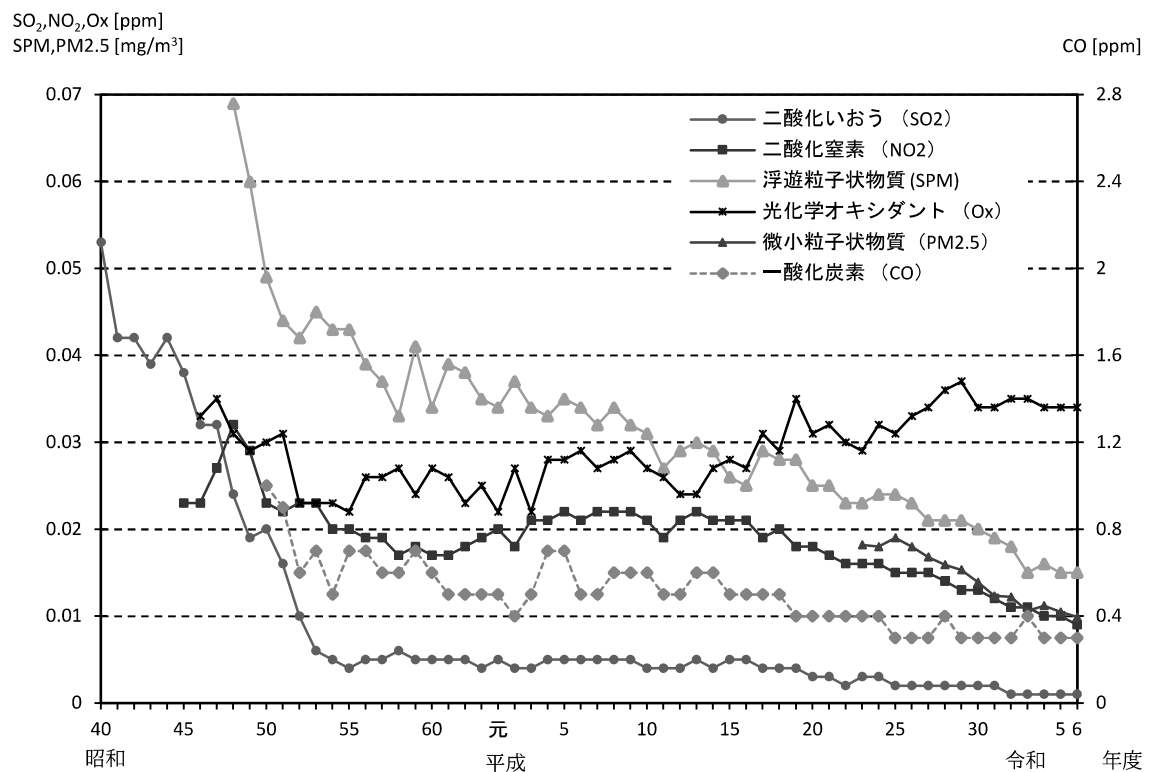
表－2 大気汚染に係る環境基準と評価方法(ベンゼン等4物質及びダイオキシン類)

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	・ 同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値(原則月 1 回以上)を算術平均した年平均値で評価する。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下	同上
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	同上
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	同上
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	・ 同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値で評価する。

表－3 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(二酸化いおう等6物質)

区 分	項 目	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)
一般環境 大気 測定局	二 酸 化 い お う	8/8	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100	8/8	100
	二 酸 化 窒 素	13/13	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100	13/13	100
	一 酸 化 炭 素	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100	1/1	100
	浮遊粒子状物質	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
	光化学オキシダント	0/13	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0	0/13	0
	微小粒子状物質	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100	10/10	100
自動車 排出ガス 測定局	二 酸 化 窒 素	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	一 酸 化 炭 素	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100
	浮遊粒子状物質	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
	光化学オキシダント	0/1	0	0/1	0	0/1	0	0/1	0	0/1	0
	微小粒子状物質	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100	2/2	100

備考:適合状況は、長期的評価によるものである(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。



図－3 大気汚染状況の経年変化(一般環境大気測定局の年平均値)

表－4 大気汚染に係る環境基準適合状況の推移
(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)

項 目	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)	適合局 ／ 測定局数	適 合 率 (%)
ベンゼン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
トリクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
テトラクロロエチレン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100
ジクロロメタン	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100	4/4	100

備考：測定局は、一般環境大気測定局（北九州局、企救丘局、若松局）及び自動車排出ガス測定局（西本町自排局）の計 4 局。

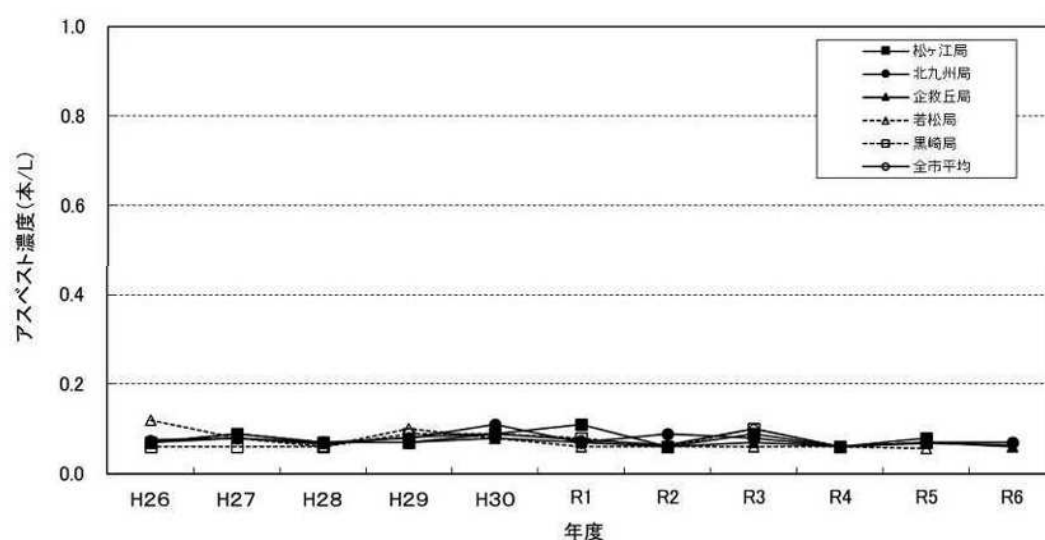
表－5 アスベスト濃度の推移(年平均値)

(単位:本/L)

測 定 局	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①松ヶ江局	0.06	0.09	0.06	0.08	—
②北九州局	0.09	0.08	0.06	0.07	0.07
③企救丘局	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06
④若 松 局	0.06	0.06	0.06	0.06	—
⑤黒 崎 局	0.06	0.10	0.06	0.07	—
全 市 平 均	0.07	0.08	0.06	0.07	0.06

備考：アスベストモニタリングマニュアルに基づき、測定値はアスベストを含む総繊維数である。

測定地点の見直しにより令和 6 年度から北九州局、企救丘局の2地点での測定。



図－4 アスベスト濃度の推移(年平均値)

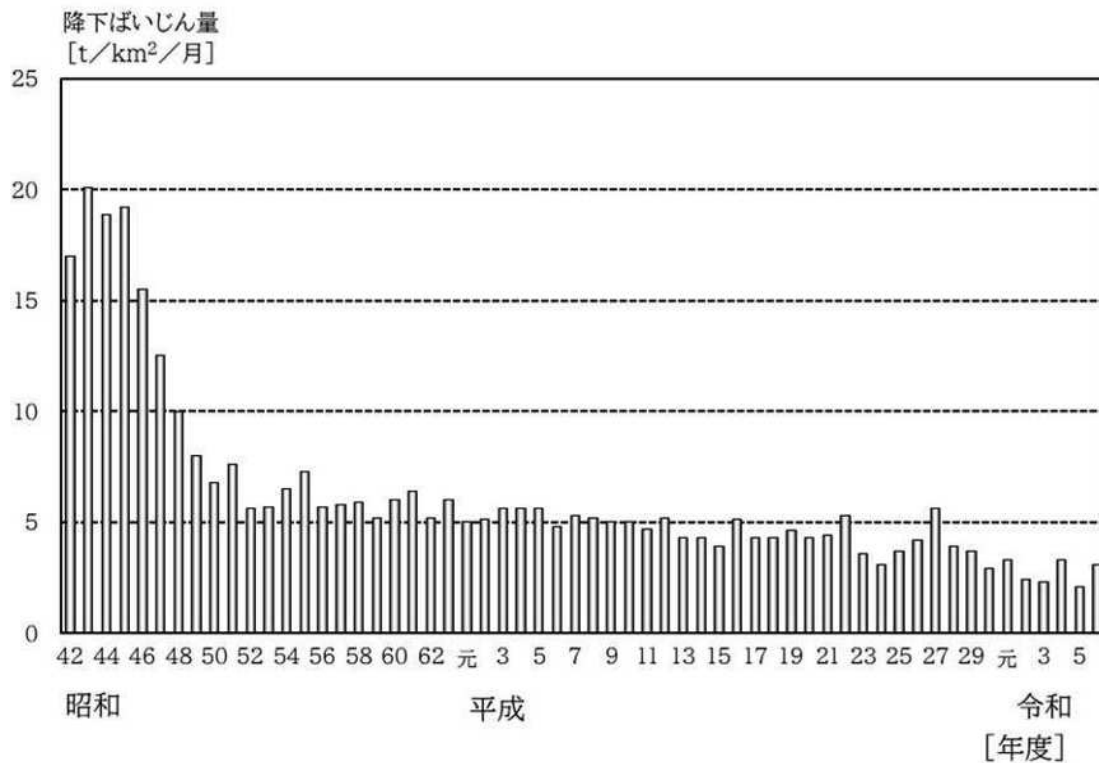
表－6 降下ばいじん濃度の推移(年平均値)

(単位:t/km²/月)

区 分	No.	測定場所	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度*2
門司区	①	松ヶ江局	2.6	2.5	4.2	2.2	—
小倉北区	②	北九州局	1.8	2.0	2.7	1.5	—
小倉南区	③	城南中学校	2.6	1.9	3.1	1.8	—
	④	道原浄水場	2.3	1.7	2.7	1.5	—
若松区	⑤	若松競艇場	3.1	3.4	4.2	3.0	—
	⑥	若松消防署	2.4	2.3	3.2	2.4	—
	⑦	小石小学校	2.1	2.4	3.6	2.3	—
八幡東区	⑧	八幡東区役所別館*1	2.1	1.8	2.5	1.3	—
八幡西区	⑨	藤田ポンプ場	2.1	2.5	3.4	2.2	3.9
	⑩	穴生浄水場	2.0	1.3	2.0	1.5	2.2
戸畑区	⑪	小芝アパート	3.5	3.9	4.4	3.6	3.3
全市平均			2.4	2.3	3.3	2.1	3.1

*1 令和 5 年 2 月までは、尾倉団地。

*2 測定地点の見直しにより令和 6 年度から藤田ポンプ場、穴生浄水場、小芝アパートの 3 地点での測定。



図－5 降下ばいじん濃度の推移(全市の年平均値)

2 水 質

表－7 河川水質調査結果(BOD)

(単位:mg/L)

区分	河川名	測定地点名	環境基準		BOD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境基準点	① 江 川	R-1 栄橋	D	8	1.4	○
		R-25 江川橋	C	5	0.8	○
	② 新々堀川	R-2 本陣橋	C	5	1.8	○
	③ 紫 川	R-3 加用橋	A	2	<0.5	○
		R-4 御園橋	A	2	<0.5	○
		R-5 志井川下流点	A	2	<0.5	○
		R-6 紫川取水堰	A	2	0.5	○
	④ 神 嶽 川	R-7 勝山橋	B	3	0.7	○
		R-8 旦過橋 *1	B	3	0.7	○
	⑤ 板 櫃 川	R-9 指場取水堰	A	2	<0.5	○
		R-10 境橋	A	2	0.5	○
		R-11 新港橋	B	3	0.7	○
	⑥ 撥 川	R-12 旧厚生年金病院横の橋	B	3	<0.5	○
		R-13 JR 引込線横の橋	C	5	0.6	○
	⑦ 割 子 川	R-14 的場橋	B	3	0.6	○
		R-15 JR 鉄橋下	D	8	1.0	○
	⑧ 金 山 川	R-16 則松井堰	C	5	1.6	○
		R-17 新々堀川合流前	C	5	1.0	○
	⑨ 金 手 川	R-18 矢戸井堰	B	3	0.6	○
		R-19 洞北橋	D	8	1.0	○
	⑩ 奥 畑 川	R-20 宮前橋	A	2	0.5	○
	⑪ 竹 馬 川	R-21 新開橋	D	8	2.3	○
	⑫ 清 滝 川	R-22 暗渠入口	A	2	<0.5	○
	⑬ 大 川	R-23 大里橋	B	3	0.8	○
	⑭ 村 中 川	R-24 村中川橋	B	3	0.7	○
	⑮ 貫 川	R-26 神田橋 *2	B	3	0.5	○
	⑯ 相 割 川	R-27 恒見橋 *3	B	3	<0.5	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等27項目)は、ほう素を除き適合。

*1 代替として天満橋で採水

*2 代替として令和 6 年 5 月及び 6 月は轡橋で採水

*3 代替として令和 6 年 4 月、5 月、6 月、9 月、10 月及び 12 月並びに令和 7 年 1 月及び 2 月は相割橋で採水

<類型について>

現況の水質や利水状況などを考慮して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)が設定されている。
(湖沼、海域も同様)

表－8 海域水質調査結果

【COD】

(単位:mg/L)

区分	水域名	測定地点	環境基準		COD 75%値	環境基準 適否
			類型	基準値		
環境基準点	①洞海湾	D2	B	3	1.8	○
		D6	C	8	2.6	○
	②響灘	H1	A	2	1.3	○
		H5	A	2	1.3	○
	③戸畑泊地	K7	C	8	1.4	○
	④堺川泊地	K8	C	8	1.7	○
一般測定点	①洞海湾	S-1	A	2	1.7	○
		D3	C	8	1.9	○
	②響灘	D7	C	8	2.4	○
		H3	A	2	1.3	○
		H4	A	2	1.3	○
		H7	A	2	1.1	○
	③関門海峡	K1	A	2	1.6	○
		K4	A	2	1.5	○
		K6	A	2	1.5	○
	④周防灘	S1	A	2	1.6	○
		S3	A	2	1.7	○
		S16	A	2	1.7	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等25項目)についてはすべて適合。

【全窒素及び全りん】

(単位:mg/L)

指定水域名	類型	環境基準点	全窒素及び全りん 基準値	平均値	環境基準適否
①洞海湾	Ⅳ	D2、D6 K7、K8	全窒素1以下	0.58	○
			全りん 0.09 以下	0.033	○
②響灘及び周防灘	Ⅱ	S-1	全窒素 0.3 以下	0.15	○
			全りん 0.03 以下	0.018	○
③響灘及び周防灘	Ⅱ	H1、H5	全窒素 0.3 以下	0.17	○
			全りん 0.03 以下	0.018	○

表－9 湖沼水質調査結果

【COD】

(単位:mg/L)

水域	類型	環境基準	75%値	環境基準適否
ます渚ダム貯水池	A	3 以下	2.0	○

備考:健康項目(カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素等27項目を測定)についてはすべて適合。

【全りん】

(単位:mg/L)

水域	類型	環境基準	平均値	環境基準適否
ます渚ダム貯水池	Ⅱ	0.01 以下	0.008	○

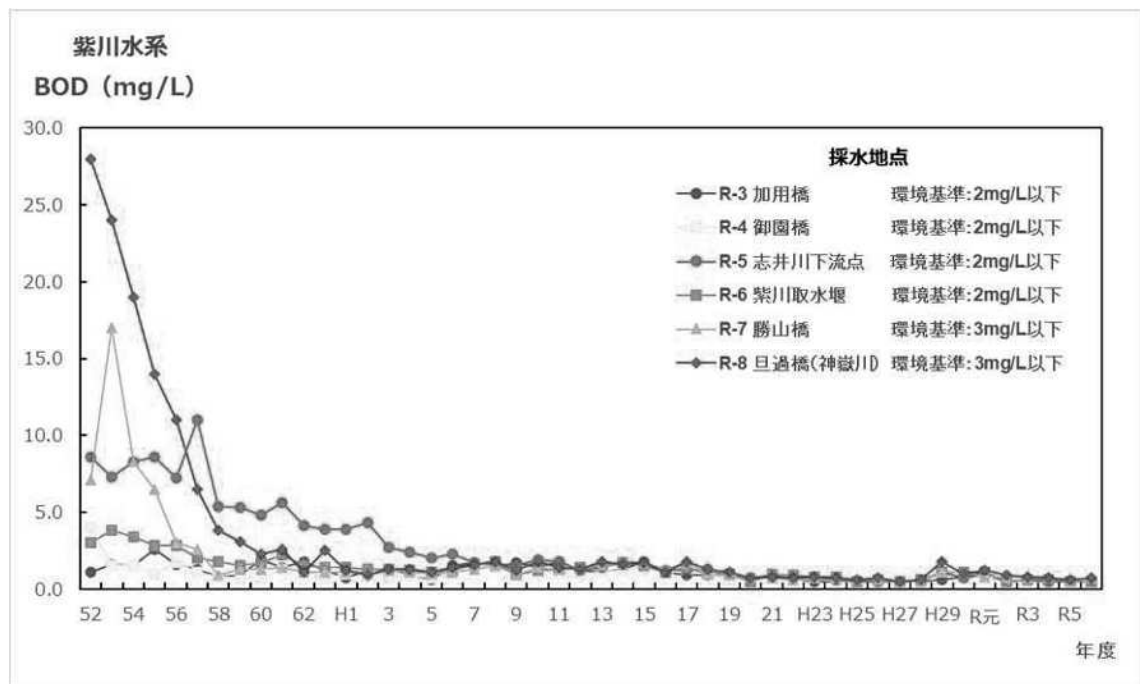


図-6 紫川におけるBODの推移(75%値)

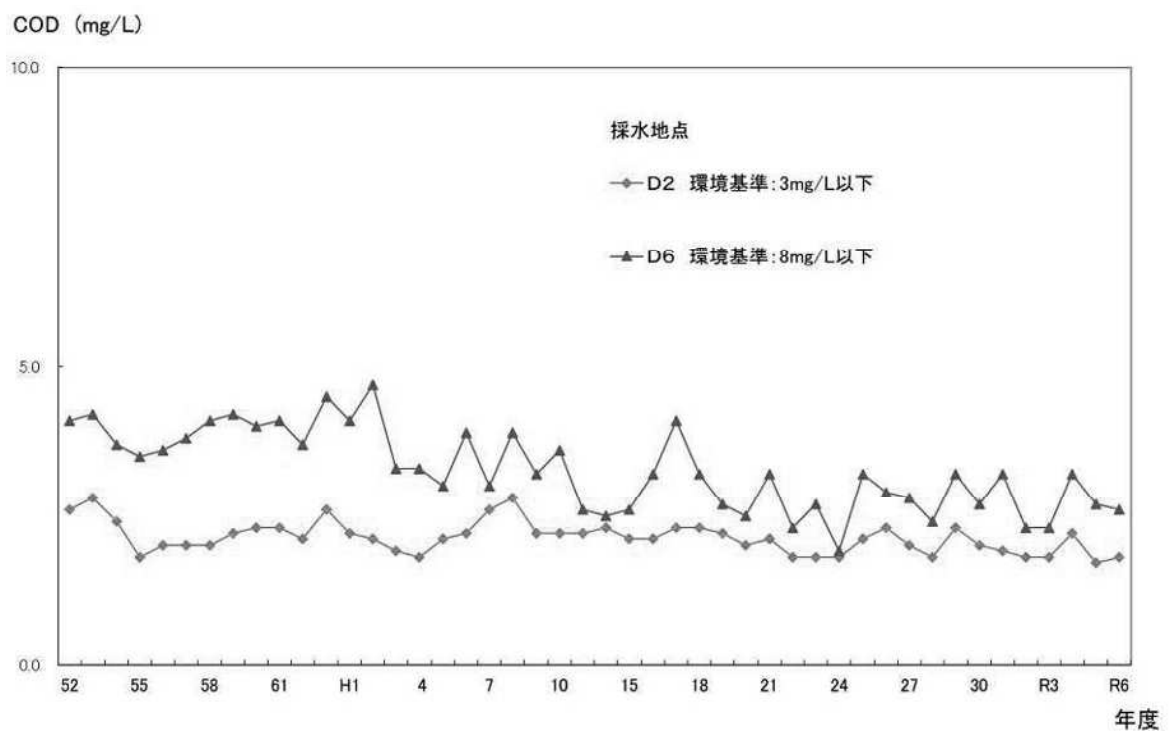


図-7 洞海湾におけるCODの推移(75%値)